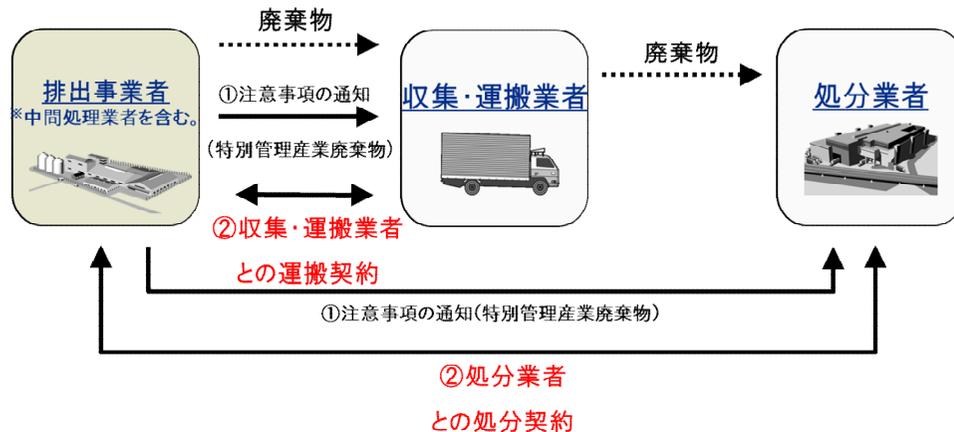


産業廃棄物処理の委託契約について

★ ポイント ★

- (1) 排出者の責務であることを認識する
- (2) 委託契約は書面で行わなければならない
- (3) 二者間（排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者）での契約が原則
- (4) 廃掃法で定められた内容を盛り込まなければならない（次ページ参照）
- (5) 処理業者が有する許可証の写しを添付

例①：直行での契約（積替保管がない場合）



例②：区間委託の場合（積替保管がある場合）

